

駐留軍用地跡地の利用の推進

沖縄県においては、駐留軍用地跡地及び日米間において返還が合意された駐留軍用地が広範かつ大規模に存在しています。駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄県の発展や県民生活にとって極めて重要な課題であることから、国、沖縄県及び関係市町村の密接な連携の下、駐留軍用地跡地の利用を推進するための措置を講じています。

平成24年に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）の規定に基づき、地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置等を講じているほか、内閣府においては、「駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金」を始めとした予算措置やアドバイザー派遣等事業により、沖縄県及び関係市町村の取組に対する支援を行っています。

また、令和7年度には、新たな予算措置として「駐留軍用地跡地先行取得事業費補助金」を新設しました。

引き続き、地元と緊密に連携しながら、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に取り組んでまいります。



西普天間住宅地区跡地における
沖縄健康医療拠点の整備



牧港住宅地区跡地における
新都心公園等（那覇新都心地区）の整備

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用特措法)の概要

返還に関する大きな方針を合意

日米安全保障協議委員会「2+2」
移設条件等の詳細を合意

返還

**1 特定駐留軍用地の指定
(公共用地の先行取得)**
(内閣府)

返還後の計画的な開発整備に向けた公共用地の先行取得

- ◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、内閣総理大臣が「特定駐留軍用地」を指定 (要件:5ha以上、公有地割合20%未満等)
- ◇ 県・市町村が返還後に実施を予定する「特定事業の見通し」を策定
- ◇ 土地(200㎡以上(条例等で下限なく引下げ可))の譲渡の届出、買取り希望の申出に基づき、県・市町村が地権者と買取り協議 ※ 譲渡所得について5,000万円の特別控除
- ◇ 返還された場合は指定を解除。ただし、返還後も公有地の拡大が必要と認められるときは、「特定駐留軍用地跡地」として指定し、同様の買取りの仕組みを準用

2 駐留軍用地への立入りのあっせん
(防衛省・外務省)

駐留軍用地への立入りのあっせん

- ◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、知事・市町村長から調査・測量の実施のあっせん申請を受けた場合、国はあっせんを実施(義務)

3 拠点返還地の指定と、国の取組方針の策定
(内閣府)

広域的な見地から拠点となる返還地の指定と、国が実施すべき事項の策定

- ◇ 日米合同委員会の返還合意後(※)、内閣総理大臣が「拠点返還地」を指定 ※段階的返還の場合に、日米合同委員会で返還が合意されていない区域を含めて指定できる特例あり
- ◇ 200ha以上の拠点返還地:「国の取組方針」として国が実施すべき事項を策定
200ha未満の拠点返還地:跡地利用推進協議会における協議により国の取組方針を策定可


4 支障除去措置
(防衛省)

土壌汚染・不発弾等の支障除去措置

- ◇ 日米合同委員会の返還合意後、国は返還実施計画を定め、返還後、当該計画に基づき土地所有者へ引き渡す前に、跡地を利用する上での支障を除去(駐留軍の行為に起因するものに限らず)

5 給付金の支給
(防衛省)

所有者の負担軽減のための給付金の支給



基準日の前日までに土地区画整理事業の認可等がなされた場合、土地の使用又は収益が可能と見込まれる時期を勘案して、政令で定める期間を限度として支給

跡地利用推進協議会の設置 (内閣府)

跡地利用の推進に関する施策について「駐留軍用地跡地利用推進協議会」で協議

- ◇ 沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等で組織

※ 平成24年4月、旧返還特措法について、旧沖縄振興特措法第7章の跡地に関する規定を統合した上で内容を拡充し、題名を改正。平成27年3月、特定駐留軍用地跡地指定制度を創設。令和4年4月、法期限を令和14年3月31日まで10年延長の上、段階的返還の場合に拠点返還地指定要件を緩和する特例を創設。

駐留軍用地跡地先行取得事業費補助金（内閣府政策統括官（沖縄政策担当））

令和8年度予算額 **50.5億円**
（令和7年度予算額 67.8億円）

趣旨・目的

- 駐留軍用地の返還後の跡地利用は、沖縄の振興及び自立的な発展にとってきわめて重要です。
- 沖縄県内の駐留軍用地はその大部分が民有地であり、こうした駐留軍用地の返還後に公共施設やインフラの整備といったまちづくりを円滑に進めていくためには、返還前の早い段階から、公有地の計画的な拡大が必要不可欠です。
- 本補助金では、特別措置法に基づき駐留軍用地内の公共用地の先行取得を行う地元自治体に対して、当該土地の取得に必要な財源を計画的・継続的に補助することで、駐留軍用地の返還後を見据えた自治体の取組を強力に支援します。

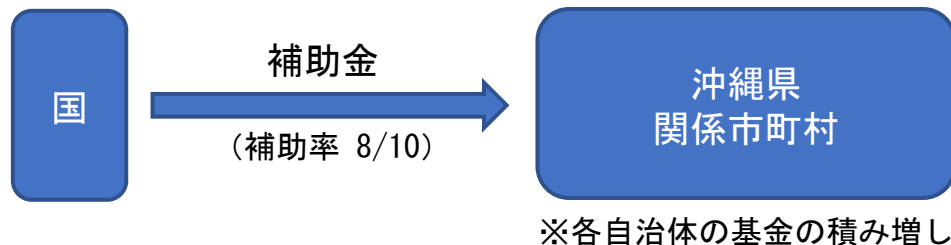
事業概要

- ◆補助の根拠：予算補助
- ◆補助対象者：沖縄県、関係市町村※
（※）駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村
- ◆補助率：8/10
- ◆補助対象事業（基金事業※）：
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業及び当該土地を円滑に取得するための広報事業
（※）基金の解散時に残余額のうち補助金相当額は国庫へ返還

期待される効果

- 必要な財源を確保することで、自治体は見通しをもって事業を進めることができ、地権者等との調整の円滑化も期待できます。
- 計画的・継続的な財政支援により、自治体は、特別措置法の法期限である令和13年度末までにまちづくりに必要となる土地の取得を完了でき、跡地利用・開発に向けた取組を着実に進めることができます。

資金の流れ



駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費（内閣府政策統括官（沖縄政策担当））

令和8年度予算額 **4.6億円**【別掲分を除く。】
（令和7年度予算額 2.1億円）

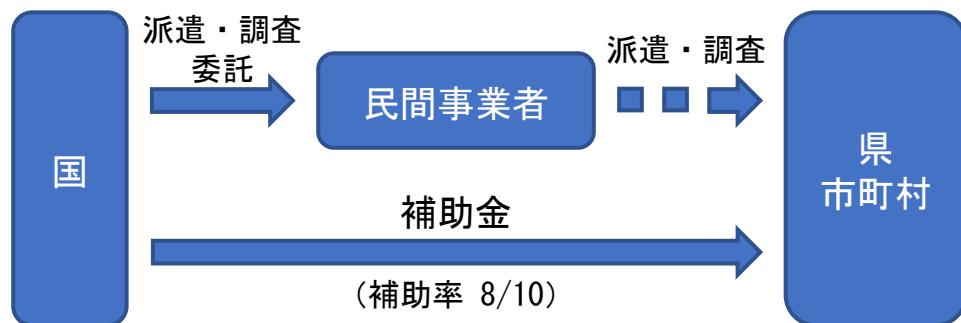
趣旨・目的

- 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告（平成8年12月）等において返還が合意された駐留軍用地跡地の利用を推進し、沖縄の振興及び自立的な発展を図ることを目的としています。
- 「GW2050 PROJECTS」を始めとする駐留軍用地跡地の利用推進に向け、地元自治体に対する専門家等の派遣や調査の実施、補助金の交付等を行い、地元自治体の計画策定等の取組を支援します。
- また、令和7年度より新設した駐留軍用地跡地先行取得事業費補助金【別掲】により、返還後の円滑な跡地利用のために地元自治体が行う駐留軍用地内の公共用地の先行取得を強力に支援します。

事業概要

- ◆アドバイザー等派遣及び調査委託
：計画の検討や地権者等との調整を後押しするため、自治体への専門家等の派遣や跡地利用に関する調査、各種会議の開催運営等を行います。
- ◆駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金
：自治体が行う跡地等の利用の推進に係る事業等のうち、特に国が主体的に支援すべきもの※に対して補助を行います（補助率：8/10）。
（※）環境影響評価、計画策定に向けた調査、埋蔵文化財調査等
- ◆駐留軍用地跡地先行取得事業費補助金【別掲】
：自治体が行う特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業等に対して補助を行います（補助率：8/10）。

資金の流れ



期待される効果

- 広大な駐留軍用地の跡地利用は沖縄の振興にとってきわめて重要である一方で、その跡地の規模ゆえに、計画の策定や地権者等との調整、返還後の開発など、地元自治体が担う役割は膨大です。
- そのような自治体に対し、財政面や体制面において適切な支援を行うことにより、跡地利用に向けた取組を計画的かつ円滑に推進することができます。